

ひとり親家庭へ 家庭生活支援員を派遣します！

早出勤務や残業、休日出勤などの就業上の理由、
就職活動などの自立促進に必要な理由、疾病等の理由で、
生活援助や保育等の支援が一時的に必要なひとり親家庭・寡婦の世帯に
対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行います。

支援を受けたい方、支援をお手伝いしたい方はお問い合わせください。

支援の対象

母子家庭・父子家庭、寡婦の方



内 容

食事の世話 住居の掃除 身の回りの世話 買い物
医療機関等との連絡 乳幼児・児童の保育や見守り
学校・学童保育・保育所などへの徒歩圏内での送迎 など

☆支援を受ける方は対人・対物保険
支援する方は、傷害保険に加入しています。
(加入保険の規定に基づく)

☆必要に応じて外出用務にも対応できますが
自動車での送迎で事故発生の場合には、保険
の対象外となりますので、自動車での送迎
には対応できません。ご了承ください。



支援できる 場 所

支援を受ける方（被生活援助者）の居宅等

利用時間

支援は、1時間単位でご利用いただけます。
◇年間あたりおおむね80時間程度を上限とします。
◇未就学児を養育しており、就業上の理由による場合は、
定期的な支援を受けられます。(月10時間以内)

利用方法、費用等については裏面をご覧ください。



支援を受けたい方（被生活援助者）

登 録

事前登録が必要です。

市町村の福祉担当課にて 日常生活支援事業対象世帯の登録申請

利用時の 事務手続き

登録後、県から受付票が送付されます。

「所得課税証明書」または「地方税関係情報取得同意書」に記入し県へ提出

利用の都度派遣申請書を県母子会へ郵送

利 用

① 利用したい理由と日時を県母子会へ連絡してください。

② 県母子会が内容に合う支援員を選定し連絡します。

※支援員配置の都合上ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

③ 支援当日支援員が居宅等に訪問

④ 利用後「日常生活支援証明書」を提出

費用の負担

生活保護世帯・市町村民税 非課税世帯・・・無料

児童扶養手当受給水準の世帯・・・1時間あたり 70 円～150 円

それ以外の世帯・・・1時間あたり 150 円～300 円

※所得課税証明書または同意書（地方税関係情報を県が取得）によって算定



支援したい方（家庭生活支援員）

介護福祉士・ヘルパー・保育士・看護師
などの資格をお持ちの方

登 録

県母子会までご連絡ください。

登録申請書に記入し、面接・登録となります。

支援依頼

県母子会から 日時・場所・支援内容の連絡

※依頼時に都合が合わない場合は、お断りいただいても結構です。

支 援

被生活支援者の依頼内容に沿った支援の実施

手当の お支払い

支援手当請求書を県連合会へ提出、確認後

支援手当（1時間あたり 2,200 円）をお支払いします。

お 問 い 合 わ せ ・ お 申 込 み は

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会 TEL : 088-654-7418

〒770-0943 徳島市中昭和町 1 丁目 2 徳島県立総合福祉センター 2 F FAX : 088-654-7414

受 付 : 月曜～金曜日（土日祝をのぞく） 8 時 30 分～17 時 15 分